

IASB and joint FASB-IASB Update



2023年9月

IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の[「デュール・プロセス・ハンドブック」](#)に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

IASB は、[2023年9月19日から21日](#)に会議を行った。

さらに、IASB は [2023年9月29日](#)に米国財務会計基準審議会（FASB）との合同会議を開催した。後記の合同 Update を参照のこと。

関連情報：

- IASB Update 原文は[こちら](#)
- IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

目次

作業計画の概要

- [IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー-8）](#)

リサーチ及び基準設定

- [料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー-9）](#)
- [持分法（アジェンダ・ペーパー-13）](#)
- [企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー-18）](#)
- [合同セッション：企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー-18A）及び開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー-31）](#)
- [共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー-23）](#)
- [採掘活動（アジェンダ・ペーパー-19）](#)
- [IFRS for SMEs 会計基準の第2次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー-30）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [財務諸表における気候関連リスク（「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」に改称）（アジェンダ・ペーパー-14）](#)
- [金融商品の分類及び測定の修正（アジェンダ・ペーパー-16）](#)

IASB-FASB 合同会議で議論されたプロジェクト

- [ディスカッション・ポイント](#)

作業計画の概要

IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー-8）

IASB は 2023 年 9 月 23 日に会合し、[作業計画](#)についてのアップデートを受けた。IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は作業計画についての次回のアップデートを3か月から4か月後に受ける予定である。

料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

IASB は 2023 年 9 月 20 日に会合し、次のことを行った。

- 公開草案「規制資産及び規制負債」（公開草案）における、規制資産又は規制負債から生じる将来キャッシュ・フローの見積りに影響を与える信用リスク及び他のリスクに関する提案を再審議した（アジェンダ・ペーパー9A）。
- 直接的な関係（の有無）の概念についてのアンケート調査に対する回答を、公表予定の会計基準書におけるガイダンスを開発するために利用する方法について議論した（アジェンダ・ペーパー9B）。アジェンダ・ペーパー9C は、アンケート調査及び当該アンケートに付属している背景情報を含んでいる。IASB は、アジェンダ・ペーパー9C について何も決定を求められなかった。

測定—信用リスク及び他のリスク（アジェンダ・ペーパー9A）

IASB は、公表予定の会計基準書で次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 規制資産又は規制負債から生じる将来キャッシュ・フローを見積る企業が次のようにするという公開草案で提案された要求事項を維持する。
 - i. 見積りに将来キャッシュ・フローの金額又は時期に関する不確実性を反映する。
 - ii. 企業又は顧客が将来キャッシュ・フローのこの不確実性を負担するかどうかを評価する。
- b. 企業が信用リスクを負担する場合に、企業は次のようにする旨を定める。
 - i. 規制資産の回収及び規制負債の履行から生じる正味キャッシュ・フローを考慮して回収不能額を見積る。
 - ii. 回収不能額の見積りを規制資産のみに配分する。
- c. 企業が次のものをどのように会計処理するのかに関して追加のガイダンスを提供しない。
 - i. 信用リスク（企業がこのリスクについて補償される場合）
 - ii. 需要リスク
- d. 規制負債から生じる将来キャッシュ・フローについての企業の見積りには、企業自身の不履行リスクを反映しないという公開草案で提案された要求事項を維持する。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。1 名は欠席した。

直接的な関係（の有無）の概念—アンケート調査からの発見事項についての報告書（アジェンダ・ペーパー9B）

IASB は、公表予定の会計基準書で次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 直接的な関係（の有無）の概念を、企業が規制資本ベースに対して受け取る規制報酬から生じる時点差異を企業が識別するのに役立てるために含める。
- b. 規制資本ベースと有形固定資産との差異を資産レベルで企業が追跡できることは、それらが直接の関係を有しているという強力な指標である旨を定める。
- c. サービス委譲契約の場合に、企業は規制資本ベースがサービス委譲契約から生じる無形資産と直接的な関係を有している（有していない）かどうかを決定する旨を定める。
- d. 具体的な事実パターンを用いて企業が直接的な関係（の有無）をどのように判定するのかを例示するための設例を含める。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。1 名は欠席した。

次のステップ

IASB はプロジェクト提案について引き続き再審議する。

持分法（アジェンダ・ペーパー13）

IASB は 2023 年 9 月 21 日に会合し、本プロジェクトについての議論を継続した。

公開草案に向けて－IASB の暫定的な決定を個別財務諸表において子会社に対する投資に適用することの含意（アジェンダ・ペーパー13A）

IASB は、持分法プロジェクトにおける暫定的な決定を個別財務諸表において子会社に対する投資に適用することの含意について議論した。IASB は何も決定を求められなかった。

公開草案に向けて－IASB の暫定的な決定を共同支配企業に対する投資に適用することの含意（アジェンダ・ペーパー13B）

IASB は、持分法プロジェクトにおける暫定的な決定を共同支配企業に対する投資に適用することの含意について議論した。IASB は何も決定を求められなかった。

公開草案に向けて－関連会社に対する投資についての開示要求の考え得る改善（アジェンダ・ペーパー13C）

IASB は、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の修正を提案することを暫定的に決定した。

IASB は、重要な影響力を維持しつつ所有持分を変動させる関連会社の純資産のその他の変動を認識することから生じる利得又は損失を投資者が開示するよう提案することを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、条件付対価契約を締結した投資者が次のことを開示するよう提案することを暫定的に決定した。

- a. 関連会社に対する重要な影響力を獲得した際に、
 - i. 投資の原価の一部として認識した金額
 - ii. 当該契約及び支払金額の算定基礎の記述
 - iii. 結果の範囲の見積り（割引前）又は、範囲を見積ることができない場合には、範囲を見積ることができない旨及びその理由。支払の最大金額が無制限である場合には、投資者はその旨を開示しなければならない。
- b. 投資者が条件付対価を回収若しくは決済するか又は条件付対価が取り消されるか若しくは消滅するまでのその後の各報告期間について、
 - i. 認識した金額の変動（決済時に生じた差額を含む）
 - ii. 結果の範囲の変動（割引前）及び当該変動の理由
 - iii. 条件付対価を測定するために用いた評価技法及び主要なモデルへのインプット

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、投資者は関連会社への取引に係る利得又は損失を開示すると提案することを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。

IASB は、関連会社に対する投資から生じる財務諸表上の金額の変動を財務諸表利用者が評価できるようにする情報を開示することを企業に要求する開示目的を提案することを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

IASB は、新しい開示目的を満たすため、関連会社に対する投資の期首と期末の帳簿価額の調整表を投資者が開示すると提案することを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、関連会社からの取引に係る利得又は損失を開示することを投資者に要求する IFRS 第 12 号の修正を提案しないことを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

公開草案に向けてプロジェクトの範囲（アジェンダ・ペーパー13D）

IASB は、本プロジェクトの範囲を維持することを決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、コメント募集において、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」を適用する際に、投資者にリターンに対するアクセスを現在与えている権利の評価に関するプロジェクトを作業計画に追加することについて、IASB が次のアジェンダ協議で意見を求めるべきかどうかを質問しないことを決定した。

14 名の IASB メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB はスタッフに、持分法プロジェクトにおける暫定的な決定を子会社に対する投資（個別財務諸表において）及び共同支配企業に対する投資に適用することについての意思決定のためのペーパーを作成するよう依頼した。

企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）

IASB は 2023 年 9 月 19 日に会合し、「企業結合 — 開示、のれん及び減損」に関するプロジェクトについて議論した。

IASB は次のことについて議論した。

- IFRS 第 3 号「企業結合」及び IAS 第 36 号「資産の減損」の変更案についての経過措置
- 公開草案「企業結合 — 開示、のれん及び減損」（公開草案）についてのデュー・プロセスのステップ（書面投票プロセスの開始の許可を含む）

経過措置及び初度適用企業（アジェンダ・ペーパー18B）

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 3 号における開示要求の修正案を取得日が修正の発効日以後である企業結合に適用することを企業に要求し、早期適用を認める。
- b. IAS 第 36 号の修正案の適用の具体的な免除を初度適用企業に提供しない。
- c. 適格な子会社に対し、公表予定の IFRS 会計基準書「公的説明責任のない子会社：開示」の修正案を当該修正案の発効日から適用することを要求し、比較情報の修正再表示は行わず、早期適用を認める。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB は、次のことも暫定的に決定した。

- a. IAS 第 36 号の修正案を修正案の発効日以後の減損テストに適用することを企業に要求し、早期適用を認める。
- b. IFRS 第 3 号の修正案の適用の具体的な免除を初度適用企業に提供しない。

14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこれらの決定に賛成した。

デュー・プロセス及び書面投票プロセスの開始の許可（アジェンダ・ペーパー18C）

IASB は、公開草案について 120 日のコメント期間を設けることを決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

公開草案における提案に反対票を投じる意向を示した IASB メンバーはいなかった。

14 名の IASB メンバー全員が、IASB は適用されるデュー・プロセスの要求事項を遵守し、公開草案の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

次のステップ

スタッフは書面投票のために公開草案を作成する。

合同セッション：企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18A）及び開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31）

IASB は 2023 年 9 月 19 日に会合し、次のことを行った。

- 「企業結合 — 開示、のれん及び減損」のプロジェクトにおける新しい基準書の修正を提案すべきかどうかを検討した。
- 公表予定の IFRS 会計基準書「公的説明責任のない子会社：開示」（新基準書）の維持管理に対する合意されたアプローチの詳細について議論した。

「企業結合 — 開示、のれん及び減損」のプロジェクトに関しての新基準書の維持管理（アジェンダ・ペーパー18A）

IASB は、適格な子会社に次の開示を要求するように新基準書の修正を提案することを暫定的に決定した。

1. 企業結合を行ったことの戦略的な論拠
2. 使用価値を計算する際に用いた割引率は税引前なのか税引後なのか

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB は、IFRS 第 3 号の B64 項(i)に関しての新基準書における要求事項の文言が「企業結合 — 開示、のれん及び減損」に関するプロジェクトにおいて IASB が行った提案と一致することを確保することを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、取得した事業の拋出に関する情報を適格な子会社が開示することを要求するように新基準書の修正を提案することを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。

維持管理に対するアプローチ（アジェンダ・ペーパー31）

IASB は、新規又は修正後の IFRS 会計基準書における開示要求の変更から生じる新基準書の修正を行うことに対するアプローチの要約について議論した。

IASB は、新規又は修正後の IFRS 会計基準書から生じる新基準書の考え得る修正は次のように考慮されることに留意した。

- a. 個別に、開示の削減についての原則に基づいて、及び
- b. グループとして、修正を行うことの影響が均衡のとれたものとなり、開示要求を削減しつつ適格な子会社の財務諸表の有用性を維持するという目標を保つようにする。

IASB は何も決定を求められなかった。

共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）

IASB は 2023 年 9 月 19 日に会合し、共通支配下の企業結合に関するプロジェクトの方向性について議論した。IASB は、プロジェクトの方向性に関するフィードバック（IASB の協議グループとの公開会議及び他の利害関係者との会合からのものを含む）について議論した。IASB は当該フィードバックについてのスタッフの分析及び以下に関する初期的見解についても議論した。

- a. プロジェクトの方向性を変更すべきかどうか
- b. 変更するとした場合、開示のみの要求事項を開発するのか、プロジェクトを中止するのか

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は、プロジェクトの方向性についての議論を継続する。

採掘活動（アジェンダ・ペーパー19）

IASB は 2023 年 9 月 20 日に会合し、プロジェクトの方向性について議論した。

開示提案の分析（アジェンダ・ペーパー19A）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 財務諸表利用者が次のようにするのに役立つための情報を開示するという要求事項又はガイダンスは開発しない。
 - i. 企業が探査及び評価支出をどのように会計処理しているのかを理解する。
 - ii. 探査及び評価支出についての会計方針が異なる企業を比較する。
 - iii. 企業の探査及び評価活動のリスク及び不確実性を理解する。
- b. 探査及び評価の支出及び活動に関する開示要求を改善するためのその他の提案を追求しない。

出席した 13 名の IASB メンバーのうち 12 名がこれらの決定に賛成した。1 名は欠席した。

IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」の暫定的位置付けの削除（アジェンダ・ペーパー19B）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 2010 年 4 月のディスカッション・ペーパー「採掘活動」の公表時及びこの採掘活動のリサーチ・プロジェクトで行った作業により、IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」を公表した際に IASB が予想していた採掘活動の会計処理の包括的なレビューが完了することを確認する。
- b. 次回の「IFRS 会計基準の年次改善」の一部として、IFRS 第 6 号における IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第 11 項から第 12 項の適用の免除の暫定的性格を解消する。
- c. IFRS 第 6 号の第 13 項から第 14 項を維持する。これらは、企業が探査及び評価支出についての会計方針を変更する可能性のある状況を示している。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。1 名は欠席した。

IASB は、本プロジェクトについてのプロジェクト・サマリーを公表するというスタッフの提案について議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

プロジェクトの方向性

本プロジェクトにおいて行った暫定的な決定の結果として、IASB は次のことを決定した。

- a. 本プロジェクトを停止する。
- b. 維持管理プロジェクト・パイプラインに、次回の「IFRS 会計基準の年次改善」の一部として、IFRS 第 6 号における IAS 第 8 号の第 11 項から第 12 項の適用の免除の暫定的性格を解消するプロジェクトを追加する。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。1 名は欠席した。

次のステップ

IASB は、本プロジェクトについてのプロジェクト・サマリーを公表する。

IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）

IASB は 2023 年 9 月 21 日に会合し、IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビューにおけるプロジェクト計画及びその他のトピックについて議論した。

プロジェクト計画（アジェンダ・ペーパー30A）

IASB は、第 2 次包括レビューの第 3 フェーズのプロジェクト計画について公開草案「IFRS for SMEs 会計基準の第 3 版」（公開草案）に対するフィードバックを踏まえて議論した。IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. レビューの範囲及び公開草案で示された一致アプローチを確認する。このアプローチは、IFRS 会計基準との一致を出発点として扱い、その一致を行うべきかどうか及びどのように行うべきかを決定するにあたり、SMEs に対する目的適合性の諸原則（単純性及び忠実な表現（コストと便益の評価を含む））を適用する。
- b. IFRS for SMEs 会計基準の修正を、IFRS 会計基準との一致アプローチを適用することによって引き続き開発する。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

SMEs の特性（アジェンダ・ペーパー30B）

IASB は、公開草案での提案についての IASB の再審議のための文脈を提供するため、SMEs の特性に関するリサーチについて議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

本基準に関する教育的資料の提供に対するアプローチ（アジェンダ・ペーパー30C）

IASB は、本基準の第 2 版をサポートする IFRS for SMEs 教育モジュールを更新するか、又は第 3 版についての同様の包括的な教育的資料を提供するかのいずれかとすることを決定した。14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB はまた、どのガイダンスを IFRS for SMEs 会計基準の第 3 版に含めて、どのガイダンスを教育的資料に含めるのかを決定する際に手引きとして用いるべき要因についても議論した。

第 23 章「顧客との契約から生じる収益」の改定案—フィールドワーク（アジェンダ・ペーパー30D-30E）

IASB は、公開草案における改訂後の第 23 章「顧客との契約から生じる収益」に関して会計実務家と実施したフィールドワークから発見事項について議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

金融資産の減損（アジェンダ・ペーパー30F）

IASB は、金融資産の減損の認識及び測定についての公開草案における提案に対するフィードバックについて議論し、当該フィードバックに対処するための考え得る代替案についてスタッフへの指示を提供した。

IASB は、IFRS 第 9 号における予想信用損失モデルを導入するにあたって扱った問題は、SMEs に対する目的適合性の原則を満たさないと暫定的に決定した。IFRS for SMEs 会計基準を適用する資格のある企業のうち信用リスクに対する重大なエクスポージャーを有している企業の母集団は小さいと見込まれるからである。

14 名の IASB メンバーのうち 7 名がこの決定に賛成した。議長が追加の投票権を行使し、8 対 7 でこの決定を可決とした。

IASB メンバーは、SMEs の少数のサブグループ（ノンバンク融資者など）が信用リスクに対する重大なエクスポージャーを有している可能性があることを承知していた。IASB はスタッフに、この企業サブグループについて予想信用損失を認識することを図る代替案をリサーチするよう依頼した。

次のステップ

IASB は、プロジェクト計画で示した公開草案における提案を引き続き再審議する。

維持管理及び一貫した適用

財務諸表における気候関連リスク（「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」に改称）（アジェンダ・ペーパー14）

IASB は 2023 年 9 月 20 日に会合し、財務諸表における気候関連リスクに関するプロジェクトについて議論した。IASB は次のことについて議論した。

- プロジェクト目的を一般化して、財務諸表における気候に関連する不確実性に加えてその他の不確実性の影響に関する財務情報の報告をカバーするようにすべきか（アジェンダ・ペーパー14A）
- 気候関連リスクの影響を財務諸表において報告することに関しての利害関係者の懸念の性質及び原因についてのリサーチの結果（アジェンダ・ペーパー14B）
- これらの懸念に対応するために IASB が取り得るアクション（アジェンダ・ペーパー14C）

プロジェクト目的（アジェンダ・ペーパー14A）

IASB は、このプロジェクトの目的は、的を絞った対応により財務諸表における気候関連及びその他の不確実性に関する財務情報の報告を改善できるかどうか、できるとした場合、どのように改善できるのかを探求することであると決定した。

出席した 13 名の IASB メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

この決定により、本プロジェクトの名称が「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」に変更されている。

懸念の性質及び原因についての作業の結果（アジェンダ・ペーパー14B）

IASB は、財務諸表において気候関連リスクを報告することに関しての利害関係者の懸念の性質及び原因に関するリサーチの結果の要約について議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

考え得るアクション（アジェンダ・ペーパー14C）

IASB は、財務諸表において気候関連リスクの影響を報告することに関しての利害関係者の懸念に対応するために取り得るアクションについて議論した。IASB は次のことを決定した。

- a. IFRS 会計基準の要求事項を気候関連及びその他の不確実性の影響の報告に適用する方法を例示するための設例を作成すべきかどうかを検討する。
出席した 13 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。
- b. 見積りに関する情報の開示に関しての IFRS 会計基準の要求事項の明確化又は拡充を検討する。
出席した 13 名の IASB メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。
- c. IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を気候関連のコミットメントに適用する際に企業が負債を認識する状況に関しての疑問点を IFRS 解釈指針委員会に照会する。
出席した 13 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。
- d. 長期間にわたり資産が非常に変動性の高い将来キャッシュ・フローにさらされている場合に使用価値を測定するための IAS 第 36 号「資産の減損」の適用に関する疑問について IFRS 解釈指針委員会と協議する。
出席した 13 名の IASB メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

IASB は、以下に関しての IFRS 会計基準の要求事項の明確化又は拡充を探求しないことを決定した。

- a. 財務諸表における情報間のつながり及び財務諸表と他の一般目的財務報告書とのつながり
出席した 13 名の IASB メンバーのうち 7 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。
- b. 情報に重要性があるかどうかの評価
出席した 13 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。
- c. IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 31 項における「すべてに対応できる」開示要求
出席した 13 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

一方、IASB は、追加のアクションを取るべきかどうかを決定するため、気候関連及びその他の不確実性の動向のモニタリングを引き続き行う。

次のステップ

IASB は本プロジェクトについての議論を継続する。

金融商品の分類及び測定の修正（アジェンダ・ペーパー16）

IASB は、2023 年 9 月 21 日に会合し、公開草案「金融商品の分類及び測定の修正」（IFRS 第 9 号「金融商品」及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正案）に対する利害関係者のフィードバックについて議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB はフィードバックへの対応についてさらに議論する。

IASB-FASB 合同会議で議論されたプロジェクト

ディスカッション・ポイント

IASB は 2023 年 9 月 29 日に米国財務会計基準審議会（FASB）との教育的会合を開催した。両審議会は次のことについて議論した。

- 電力購入契約
- 料金規制対象活動

- 国際的な税制改革 — 第2の柱モデルルール
- 持分法
- 財務諸表における気候関連リスク
- 金融商品の分類及び測定：ESG 連動金融商品
- 企業結合 — 開示、のれん及び減損
- 分解及び業績指標
- 各審議会の作業計画

両審議会は何も決定を求められなかった。